

家族関係登録簿等の証明書 交付 申請書

申請対象	□対象者	姓 名	(漢字：)
		登録基準地 (本籍地)	
		住民登録 番 号	—
		(生年月日)	年 月 日生

申請内容	<p>1. 登録事項別 証明書 ①家族関係証明書()通 ②基本証明書()通 ③婚姻関係証明書()通 ④入養関係証明書()通 ⑤親養子入養関係証明書()通</p> <p>2. 一部事項証明書 ①家族関係証明書()通 ②基本証明書()通 ③婚姻関係証明書()通 ④入養関係証明書()通 ⑤親養子入養関係証明書()通</p> <p>3. 従前「戸籍法」による除籍・本籍地：_____</p> <p style="padding-left: 40px;">戸主：_____ 対象者：_____</p> <p style="text-align: center;">除籍謄本()通</p>
------	--

住民登録番号(後部分6数字)公開申請 与否	<input type="checkbox"/> 公開申請 <input type="checkbox"/> 申請対象者のみ 公開	公開申請事由	<input type="checkbox"/> 1. 申請対象者の住民登録番号を正確に記載した場合 <input type="checkbox"/> 2. 申請人が 申請対象者 本人または本人の父母、養父母、配偶者、子女、その代理人の場合 <input type="checkbox"/> 3. 家族関係登録官署出席申請人が裁判上で必要を釈明 <input type="checkbox"/> 4. 公務員等が公用目的を釈明した場合
-----------------------	--	--------	--

※手数料	1通 110円
------	----------------

請求事由	
------	--

積名資料	
------	--

申請人	姓名	(印/署名)	生年月日	申請資格	の
	住所			携 帯 電話番号	
					電話番号

受付番号	20 年 月 日
	駐日本大韓民国大使館 貴下

※ 法 第117条3号: 第14条 第1項・第2項 及び 第42条を違反して虚偽やその他の不正な方法より 他人の申告書類を閲覧したり 申告書類に記載されている事項 又は 登録簿などの 記録事項に関する証明書の交付を受けた者は 3年以下の懲役 又は 1千万ウォン以下の罰金に処されます. 法第11条 第6項に違反して発給対象でない者に 同意をもって発給した者も同等の処罰を受けます.

※ 発給官署が“市”である場合は“区”が 設置されていない 市を指します.